

福岡県公報

平成27年12月18日
第3753号

目次

告示 (第988号 - 第997号)

○自衛官の募集	(市町村支援課) ……………	1
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	4
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	5
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	7

○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	10
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課) ……………	10

公安委員会

○技能検定員審査の実施について	(警察本部運転免許試験課) ……………	11
-----------------	---------------------	----

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果及び答申の要旨	(男女共同参画推進課) ……………	12
○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果及び答申の要旨	(男女共同参画推進課) ……………	13

告 示

福岡県告示第988号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成27年度における自衛官候補生の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 募集種目
自衛官候補生(男子)
- 募集期間

(1) 第3次募集

平成28年3・4月入隊（男子）	平成27年12月10日から 平成28年1月19日まで
-----------------	-------------------------------

(2) 第4次募集

平成28年3・4月入隊（男子）	平成28年1月26日から 平成28年2月10日まで
-----------------	------------------------------

3 受験資格

- (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子で日本国籍を有する者
- (2) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

(1) 第3次募集

平成28年1月24日（日）及び25日（月）のうち指定する日

(2) 第4次募集

平成28年2月13日（土）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 （電話 092-584-1881～3）	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）

福岡市東区和白丘2-2-63 （電話 092-607-4826）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（和白）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F （電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F （電話 0942-23-7055）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 （電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277（小郡駐屯地内） （電話 0942-72-3161）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

筆記、口述及び身体検査の試験場（受験者数により変更する場合がある）

(1) 第3次募集

月日（曜日）	試験場	位置	名称
1月24日（日） 25日（月）	北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
1月24日（日） 25日（月）	福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
1月24日（日） 25日（月）	筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

(2) 第4次募集

月日（曜日）	試験場	位置	名称
2月13日（土）	北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
2月13日（土）	福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
2月13日（土）	筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

福岡県告示第989号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代1月号	雑誌15277-01	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント1月号	雑誌15115-1	マイウェイ出版株式会社	

福岡県告示第990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	湯辺田瀬高線	前	八女市立花町北山806番1先から 八女市立花町北山785番1先まで	5.1 ～ 11.4	270.0
			後	八女市立花町北山806番1先から 八女市立花町北山785番1先まで	6.5 ～ 23.0	

福岡県告示第991号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
八女	県道	三上瀧陽線	前	八女郡広川町大字広川1420番3先から 八女郡広川町大字新代602番8先まで	6.2 ～ 13.3	2,237.6	
			前	八女郡広川町大字広川1420番3先から 八女郡広川町大字新代602番8先まで	5.7 ～ 83.2		うち国道3号重用延長 1126.5メートル 久留米筑後線重用延長702.2メートル
			後	八女郡広川町大字広川1420番3先から 八女郡広川町大字新代602番8先まで	6.2 ～ 13.3	2,237.6	
			後	八女郡広川町大字広川1420番3先から 八女郡広川町大	5.7 ～		うち国道3号重用延長 1126.5メートル

			字新代602番8 先まで	83.2	久留米筑 後線重用 延長702.2 メートル
--	--	--	-----------------	------	---------------------------------

福岡県告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	三潑上陽線	八女郡広川町大字広川147番3先から 八女郡広川町大字広川149番3先まで

福岡県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸黒木線	八女市黒木町今448番2先から 八女市黒木町黒木126番1先まで

福岡県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	福岡線 日田	前	朝倉市菩提寺588番1先から 朝倉市菩提寺540番1先まで	12.3 ～ 32.7	88.0
			後	朝倉市菩提寺588番1先から 朝倉市菩提寺540番1先まで	10.7 ～ 32.7	88.0

福岡県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	福岡線 日田	朝倉市菩提寺588番1先から 朝倉市菩提寺540番1先まで

福岡県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	殖木 入地線 甘木	前	朝倉市上寺1368番1先から うきは市吉井町長栖1530番先まで	4.8 ～ 23.6	1436.0
			前	朝倉市上寺1368番1先から うきは市吉井町長栖1530番先まで	6.8 ～ 23.6	1425.0
			後	朝倉市上寺1368番1先から うきは市吉井町長栖1530番先まで	7.5 ～ 32.0	1425.0

福岡県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

朝倉	殖木 入地線 甘木	朝倉市上寺1368番1先から うきは市吉井町長栖1530番先まで
----	-----------------	-------------------------------------

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字尾倉字平石2921番1から2921番24まで、字深田3087番1及び3087番5から3087番9まで並びに道路である町有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区馬借二丁目6番6号
第一ホーム株式会社
代表取締役 原 久司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
福津市手光字平原936-2及び947-1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市日の里六丁目15番地6 ナチュラル日の里A棟205号
秦 信行

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年11月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン宗像
- (2) 所在地 宗像市田久字鍵分642-1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
本棟南側平面駐車場	194台	本棟南側平面A駐車場	112台
		本棟南側平面B駐車場	36台
本棟3F、4F、屋上	1,026台	本棟3F駐車場	364台
		本棟4F駐車場	339台
		本棟屋上駐車場	348台
本棟南側平面	16台	本棟南側平面C駐車場	17台
—	—	本棟南側平面D駐車場	8台
—	—	本棟西側駐車場	12台
合計	1,236台	合計	1,236台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
本棟南側	277台	本棟南側	80台
本棟西側及び北側	243台	本棟西側	30台
		本棟北側	100台
—	—	飲食棟	10台
合計	520台	合計	220台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
本棟西側	539㎡	本棟西側	293㎡
合計	539㎡	合計	293㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
位置	出入口	位置	出入口
本棟南側平面駐車場	出入口3箇所	本棟南側平面A駐車場	出入口2箇所
		本棟南側平面B駐車場	出入口1箇所
本棟3F、4F、屋上	出入口1箇所 出口1箇所	本棟3F、4F、屋上	出入口1箇所 出口1箇所
本棟南側平面	出入口1箇所	本棟南側平面C駐車場	出入口1箇所
—	—	本棟南側平面D駐車場	※1
—	—	本棟西側駐車場	出入口1箇所
合計	6箇所	合計	7箇所

※1 本棟南側平面D駐車場は、本棟3F、4F、屋上駐車場の出入口1箇所を共用する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附

則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年12月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン大野城ショッピングセンター
(2) 所在地 大野城市錦町四丁目1番1号 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物北側	183台	建物北側	52台
建物北側	59台	建物東側	82台
建物南側	48台	建物南側	39台
—	—	建物西側	38台
—	—	建物敷地北側	151台
—	—	建物敷地西側	188台
—	—	立体駐車場西側	140台
合計	290台	合計	690台

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年12月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン大野城ショッピングセンター
(2) 所在地 大野城市錦町四丁目1番1号 外

3 大規模小売店舗設置者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
株式会社グシマ 代表取締役 具島 弘融 福岡市博多区博多駅東二丁目1番26号	株式会社グシマ 代表取締役 具島 恵美子 福岡市博多区博多駅東二丁目1番26号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 他46社	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 他47社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ライフガーデン新宮中央
 - (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5番地3 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
ICカード運転免許証作成システム賃貸借等契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年10月27日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
富士フィルムイメージングシステムズ株式会社
 - (2) 住所
東京都品川区西五反田三丁目6番30号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1,524,035,433円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年9月15日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年11月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人小さな家処々
 - (2) 代表者の氏名
柴山 幸枝
 - (3) 主たる事務所の所在地
春日市紅葉ヶ丘西五丁目8番
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民、なかでも地域に住む高齢者に対して、コミュニティ・スペースの提供及び生活全般に渡るサポート活動を行い、もって住民同士の助け合いの活性化を図り、高齢者にとって住みやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市大字上津熊字平田94番1、94番4、94番5、95番及び97番1並びに字柳234番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都新宿区信濃町32番地
創価学会
代表役員 長谷川 重夫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字隈102番2及び103番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市光が丘四丁目9番地1（ルミエールヒルズ101号）
高村 紀行

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字南浦1163番1、1163番2及び1164番並びに字新町1190番3、1190番4及び1191番3

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市小郡1190番地2

田中 笑子

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人福祉の家ひかり
- (2) 代表者の氏名
松本 真章

- (3) 主たる事務所の所在地
朝倉郡筑前町依井1137番地1

- (4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や乳幼児に対して、介護保険法に関する事業や乳幼児の一時預かり保育に関する事業などを行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人リトルバンブー
- (2) 代表者の氏名
山崎 伸一

- (3) 主たる事務所の所在地
鞍手郡小竹町大字勝野2674番地1

- (4) 定款に記載された目的
この法人は、住み慣れた地域で安心して子育てができ、高齢者が心豊かに暮らせるよう、地域住民同士の助け合いのもとで、子育て支援や高齢者の生活支援の推進を目指すとともに、思いやりに満ちた地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人ちえろっと
- (2) 代表者の氏名

平嶋 修

- (3) 主たる事務所の所在地
嘉麻市口春405番地の4
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅ホスピス支援センター事業である医療・看護・社会福祉に関する事業を行い、県民の健康で明るい豊かな生活の形成及び人生の最終段階における穏やかな暮らしへの支援に寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 （仮称）Aコープ須恵店
 - (2) 所在地 糟屋郡須恵町大字旅石184番地1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成27年12月18日

福岡県知事 小 川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
寿屋フロンテ株式会社	東京都港区西新橋一丁目6番13号	平成27年12月1日	平成30年11月30日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第354号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。（以下「規則」という。））第2条の規定により、次のように公示する。

平成27年12月18日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日時	項目	場所	審査種別
平成28年1月19日(火曜日) 午前9時00分から午後5時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号天神第2ビル 福岡県指定自動車学校協会	大型・中型 大特・牽引 大自二・普自二 大型二種 中型二種
平成28年1月20日(水曜日) 午前9時00分から午後3時00分まで			
平成28年1月25日(月曜日) 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	福岡県八女市大字平田388番地 八女中央自動車学校	普通 普通二種
平成28年1月26日(火曜日) 午前9時00分から午後5時00分まで			

黒崎ドライビングスクール

5 審査の申請期間

(1) 公示の日から平成28年1月12日（火曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 郵送による審査申請は、公示の日から平成28年1月12日（火曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 審査の申請手続等

(1) 審査の申請手続

ア 審査申請書（規則第3条及び第11条別記様式第1号）1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）の両面を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料と同額面の福岡県領収証紙を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課（以下「運転免許試験課」という。）へ提出（郵送可）すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許及び中型免許	23,450円
普通免許	19,650円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,500円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,700円

イ 規則第17条の規定による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書は、様式を満たしていれば申請者等が自ら作成したもので良いが、事前に運転免許試験課に連絡した後、同課で申請書を受け取ることもできる。

なお、郵便により同申請書の送付を希望する場合は、返信用封筒（宛先及び郵便番号を明記し、同封筒を郵送するために必要分の切手を貼付）を必ず同封すること。

(2) 留意事項

ア 審査手数料の提出は、福岡県領収証紙によること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 郵送による審査申請は、必ず郵便書留によること。

7 その他

- (1) 第二種免許に係る審査については、当該免許を取得し、かつ同免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていることが必要となる。
- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等への問い合わせは、運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

雑 報

福岡県男女共同参画審議会公告

第4次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）に関する意見募集の結果及び知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成27年12月18日

福岡県男女共同参画審議会
会長 野口 郁子

1 意見募集の結果

第4次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）

提出された意見の総数 24件

目指す姿について 1件

目標1「働く場における女性の活躍促進」について 4件

目標2「地域・社会活動における女性の活躍促進」について 5件

目標3「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」について 10件

目標4「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」について 4件

2 答申の要旨

第4次福岡県男女共同参画計画の考え方について（答申）

第1部 基本的考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の進捗管理
- 5 計画の背景
- 6 第3次計画の成果と課題

第2部 計画の内容

1 施策体系

- (1) 目指す姿
- (2) 目標
- (3) 各目標及び施策の方向

2 施策の方向と主要な施策・事業

目標1 働く場における女性の活躍促進

1-1 雇用の場における男女共同参画の推進

- (1) 女性の就業継続促進及び男女の働き方の見直し
- (2) 仕事と生活が両立できる環境の整備
- (3) 男女の均等な雇用及び待遇の確保
- (4) 企業等における女性の登用推進

(5) 自治体における女性職員の登用推進及び職員の仕事と生活の両立促進

1-2 女性のニーズに応じた就業の促進

- (1) 非正規雇用労働者の処遇改善、正規雇用への転換支援
- (2) 女性の再就職の支援
- (3) 女性の起業の促進
- (4) 農林水産・商工業等の自営業における女性の経営参画の促進

目標2 地域・社会活動における女性の活躍促進

2-1 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域コミュニティの運営における男女共同参画の推進
- (2) 防災・災害復興における男女共同参画の推進
- (3) 市町村の取組への支援
- (4) 県・市町村の審議会等における女性登用の推進

2-2 女性の活躍による地域の活性化

- (1) 農林水産業における女性の参画促進
- (2) 商工自営業における女性の参画促進
- (3) 地域づくりへの女性の参画促進

目標3 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

- 3-1 配偶者からの暴力防止及び被害者支援
- 3-2 性犯罪等の防止及び被害者支援
- 3-3 貧困など生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

- (1) 母子家庭の母などひとり親家庭への支援
- (2) 高齢者、障害者、外国人、同和地区の女性、性的少数者等が安心して暮らせる環境の整備

3-4 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 生涯を通じた女性の健康支援
- (2) 妊娠・出産の健康支援
- (3) 男性の心身の健康維持の推進
- (4) 女性のスポーツ活動の推進

目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

4-1 意識改革のための啓発推進

4-2 男性の意識改革の促進

4-3 学校教育における男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進
- (2) 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

第3部 推進体制

- 1 福岡県男女共同参画審議会
- 2 男女共同参画行政推進会議
- 3 福岡県男女共同参画センター「あすばる」
- 4 市町村との連携

※ 提出された意見要旨及び知事への答申の詳細につきましては福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>) をご覧ください。

福岡県男女共同参画審議会公告

「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画についての考え方(素案)」に関する意見募集の結果及び知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱(平成12年2月29日11行改推第92号)第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成27年12月18日

福岡県男女共同参画審議会

会長 野口 郁子

1 意見募集の結果

第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画についての考え方(素案)

提出された意見の総数 14件

第1部 基本的考え方について 2件

目標1「DVの根絶に向けた啓発と被害の防止」について 7件

目標2「相談しやすい体制の充実」について 2件

目標3「保護体制の充実と被害者の安全確保」について 1件

目標4「被害者の自立のための支援」について 2件

2 答申の要旨

第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の考え方について（答申）

第1部 基本的考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制
- 5 DVをめぐる福岡県の現状
- 6 社会の動きと今後の課題

- (1) これまでの主な取組実績と成果（第2次計画を中心に）
- (2) 今後重点的に取り組むべき課題

7 第3次計画における目標

第2部 計画の内容

- 1 施策体系
- 2 目標1 DVの根絶に向けた啓発と被害の防止
 - (1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成
 - (2) 被害の早期発見と重大な被害を防止する体制の構築
- 3 目標2 相談しやすい体制の充実
 - (1) 相談の組織・体制の強化
 - (2) 外国人、障害者、高齢者、性的少数者への配慮
 - (3) 職務関係者の研修等の充実
- 4 目標3 保護体制の充実と被害者の安全確保
 - (1) 一時保護体制の充実
 - (2) 同伴家族に対するケアと支援
 - (3) 被害者の安全確保
- 5 目標4 被害者の自立のための支援
 - (1) 住宅の確保支援

- (2) 生活の安定に向けた支援
- (3) 心理的ケアの拡充
- (4) 被害者の情報保護と各種手続きの支援

6 目標5 関係団体との連携

- (1) 連絡会議等の開催
- (2) 市町村基本計画の策定支援等
- (3) 民間団体との連携
- (4) 苦情処理体制の充実

第3部 成果指標（数値目標）

- 1 成果指標の設定について
- 2 成果指標

※ 提出された意見要旨及び知事への答申の詳細につきましては福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dvplan3-kekka.html>）をご覧ください。